

会議録

会議の名称	西東京市障害児教育検討懇談会（第13回）
開催日時	平成18年5月11日 午後1時30分から午後3時30分まで
開催場所	保谷庁舎 4階研修室
出席者	<p>【出席委員】（座長）八木澤俊孝、（副座長）宮沢春好、兵藤紫都子、北爪みどり、川合真理子、高野 富、大野雅生、蚊野秀明、稲津 明、清水静雄、吉田 勉、小坂和弘</p> <p>【欠席委員】秋本篤哉、藤平洋子、足立善朗、細井邦夫、屋宮茂穂、伊藤伊都子</p> <p>【事務局】（学校教育部長）村野正男、（学務課長）富田和明、（指導課長）大町 洋、（教育相談課長）長澤和子、（学務係）田島康介</p>
議題	<p>1 西東京市における特別支援教育の在り方 （1）「西東京市障害児教育検討懇談会最終報告（案）」の修正箇所について （2）「はじめに(案文)」について</p> <p>2 報告事項 通常学級の障害児への介助員配置事業について</p> <p>3 今後の予定について</p>
会議資料の名称	<p>1 西東京市における特別支援教育の在り方についての検討（西東京市障害児教育検討懇談会 最終報告案） 見え消し修正版</p> <p>2 西東京市における特別支援教育の在り方についての検討（西東京市障害児教育検討懇談会 最終報告案）</p> <p>3 はじめに（案文）</p> <p>4 平成18年度通常学級の障害児への介助員配置事業 [概要]</p> <p>5 西東京市障害児教育検討懇談会の今後の予定</p>
記録方法	発言者の発言内容ごとの要点記録
会議内容	
<p>議題1（1）懇談会最終報告（案）の修正箇所について 「1 校内体制について」</p> <p>座長 ただいまから、第13回障害児教育検討懇談会を開会する。議題1、「西東京市障害児教育検討懇談会最終報告(案)」の修正箇所について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>事務局 第12回会議で出た意見と、その後、委員から提出された意見を加味したものが、資料1である。本日は、さらに検討し、懇談会最終報告としたい。 資料2を読み上げるので、各委員は、資料1をご覧になって確認していただきたい。 （資料2を読み上げ）</p> <p>座長 まず、「校内体制について」の部分でご意見はあるか。</p>	

委員

「保護者」とは、当事者か、それともクラスの他の保護者のことか。

委員

双方考えられるのではないか。

座長

文言はこれで良いか。

委員

「保護者」には、当該児童の保護者と、クラスの他の保護者の双方が含まれるので、この文言で良いと思う。

「2 特別支援教室（仮称）について」

座長

次に、「特別支援教室（仮称）について」の部分でご意見はあるか。

委員

なし

「3 盲・ろう・養護学校との連携について」

座長

次に、「盲・ろう・養護学校との連携について」の部分でご意見はあるか。

委員

なし

「4 副籍について」

座長

次に、「副籍について」の部分でご意見はあるか。

委員

養護学校へ通う保護者の意向を聞く機会が必要である。西東京市で実施する際も、保護者へ説明を行うという部分を大きく取り立ててもらいたい。

委員

1段落目5行目、「原則として希望する児童・生徒全員が」に含まれてくるのではないか。

委員

養護学校の子は、西東京市教育委員会とつながりが無い。養護学校が副籍の希望を取ることになると思うが、養護学校では西東京市が行う内容をしっかり把握しているのだろうか。誰がどうしてくれるのかということ、西東京市教育委員会から、話を聞けるかどうかが大変だと思う。

委員

今の意見に賛成である。例えば、西東京市教育委員会は養護学校と連携して共同して説明していく」という一文をつけてはどうか。

事務局

3ページの図では連絡調整となっているが、連携協力していくことを示している。

座長

では、その様な文言を入れて下さい。

「5 関係機関及び地域との連携について」

座長

次に、「関係機関及び地域との連携について」の部分でご意見はあるか。

委員

連携先として考えられる関係機関・団体等として記載されているのは、全て支援する側でしかないので、当事者を入れてほしい。PTAなどとも連携していく形になると思う。具体的な話の場面で、偏った形でない、当事者団体を入れてほしい。

座長

各校のPTAか。

委員

受入先の学校のPTAも必要だと思う。

委員

特別支援教育は、幼児期から就労までというならば、手をつなぐ親の会などを入れてもらうと、地域に広く要望を出していける。

委員

校内体制とか、副籍とか、関係機関との連携と言ったときの、役所の受け皿の機関として、ここに記載しているのではないか。市では、相談機能ネットワークを構築している。そうした書き方を入れていく必要がある。保健福祉部、児童青少年部、保健所と連携しているのだから、役所の中で、こういう支援体制をしていますと記載してはどうか。

委員

相談機能を出すなら、窓口として列記する必要があるのではないか。チェックする機関が必要ではないか。団体はともかく、当事者の声を拾っていかないといけないと思う。どの段階に入れたら良いのかよく分からないが、検証段階に保護者を入れた方が良いのではないか。

事務局

例えば、「その際、当事者のご意見を汲み取りながら進める」という様な文言にすれば良いか。

委員

それで良い。何かを企画するとき、当事者を入れるのが重要だと思う。

委員

そうすると、各項目に、保護者ニーズという記載を入れることになってしまう。冒頭文「はじめに」の中に入れることも視野に入れて考えてはどうか。

委員

言い回しの問題で、意味が分からない箇所がある。「個別の移行支援計画策定における労働機関など～」という部分は、もう少しやさしい表現にならないか。

事務局

表現を工夫します。

委員

連携先が記載してあるが、学校は、どこと連携していけば良いのか。

事務局

まだ、はっきり見えていない部分は、包括的な内容にならざるを得ない。

委員

保護者への対応も考えないといけない。分かっている親へは、医療機関を進める。障害を確実に判定できるのは医師である。あるいは児童相談所などでの相談を進めるだろうが、その部分が一番デリケートな部分である。親が一番怖いのは、相談したら、どの様に動いていくのか分からないという点である。相談先の流れが見えていると、親も相談しやすくなる。

委員

各校で一番大切なのは、早期に気づくことである。先生が早く気づいて、救ってあげるとするのが大切である。それらの取組みは既に行っていて、教育相談課と連携したり、都立養護学校の先生に来てもらい、見てもらっている。そういう点から、本校の連携先としては、庁内関係部署や都立養護学校が当てはまる。小学校はハローワークと連携することは無いが、特別支援教育全体を考えれば必要で、網羅されていると思う。

委員

学校や先生が、(早期の気づきを)見落としした場合はどうするのか。こういう記載を出すなら、学校がお願いしなければ来てくれないもの、学校が動かないと何も動かないものだけでいいのだろうか。何か派遣できるシステムはできないか。小学校より、中学校である。

委員

そういう児童に気づくのは、教師だと思う。そこに特別支援教育の成否があると思う。そういう意味で、スキルアップが必要である。

委員

両論とも必要だと思う。1ページに専門家チームの記載が出ているから、5ページにも記載してはどうか。

「6 理解啓発について」

座長

次に、「理解啓発について」の部分でご意見はあるか。

委員

啓発の中味について、「(3)教員」の部分だが、教員の理解ということと、保護者の理解が読み取れるようにしないといけない。下段の「実施方法の一例」も、誰のための研修なのか記載しないといけない。目の前の子どもを指導するのが教員の役目だと思う。

座長

では、どのような文言にしたら良いか。

委員

どの様に表記したら良いのか、今は浮かばない。お任せする。

事務局

教員はレベルが違うということか。

委員

現実問題としては、まだまだ理解啓発が必要な点もある。

委員

情緒障害通級指導学級設置校の校長として、通級児童が増える現実を見ていると、早く進めないといけないという意識がある。

委員

保護者から見ても、保護者と教員は同じレベルではないと思う。保護者が「研修」を受けるのはきつい。順番も含めて、表記を考えてほしい。

事務局

委員の意見を踏まえて、事務局で工夫する。

議題1(2)「はじめに(案文)」について

座長

議題1の(2)「はじめに(案文)」を検討する。親も教員もラベルを貼ってしまうと安心してしまう傾向がある。生きた言葉が入れば良いと思う。

事務局

(資料3を説明)

委員

言い回しの問題で、「この間、国においては、～示されました」という表記は通例なのか。お上から言われているみたいに感じる。

座長

今の箇所は、違和感のないように修正して下さい。

委員

最後の表記だが、委員として、障害のある無しに関わらず、この懇談会で活動してきたつもりである。どの部分にどの様に入れたらよいのか分からないのだが、通常学級の子とその保護者が関わってくると思う。そこで理解してもらえるかどうかで、対処が違ってくる。一般の方でも読めば理解できるものにしたい。

事務局

工夫する。

委員

人権教育の一環であることを触れてほしい。

座長

では、これらの点を踏まえて、事務局に修正をお願いする。修正したものは、また事前配付するか。

事務局

事前配付する。

議題 2 報告事項

座長

事務局から資料説明をお願いします。

事務局

(資料4を説明)

委員

全校の保護者に対して、説明されたのか。

事務局

利用申請書は、学校を通じて配付した。

委員

今、介助を付けている方だけに声掛けしたのでは不公平ではないか。

事務局

2ページの介助員配置基準第6で規定している、2箇月の介助実績が条件になってくる。

委員

途中からの申請はできないのか。

事務局

学期ごとに決定する。

委員

この懇談会では、学校がほしい場合、親が認めない場合を検討したが。

座長

保護者が承知しないところで、介助員を付けてしまうと、差別につながるのではないかと。

委員

当該児童のクラスの他の保護者へ伝えているのか。

事務局

利用申請児童の保護者のみである。

委員

この介助員制度も、特別支援教育に絡めていくようになるのではないかと思う。

議題3 今後の予定について

座長

次回は5月22日に開催する。

それでは、第13回障害児教育検討懇談会を閉会する。